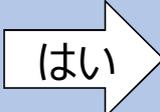


自社製品を公共工事で活かそう！

建築資材等を製造・販売している？  はい  今すぐ登録

川口市では、公共工事において市産品の使用を促進しています。
市内で建築資材等を製造・販売している企業を「市産品企業・製品リスト」に掲載し、公共工事の受注企業にそのリストを提供しています。

こちらから閲覧できます



登録するメリットがいっぱい！

✓ 自社の製品を知ってもらえる！

リストには製品情報のほか、自社ホームページのURLなども掲載できます。

✓ 今まで取引のなかった企業と新規取引のチャンス！

公共工事の受注企業は登録先から建築資材等の調達を検討します。

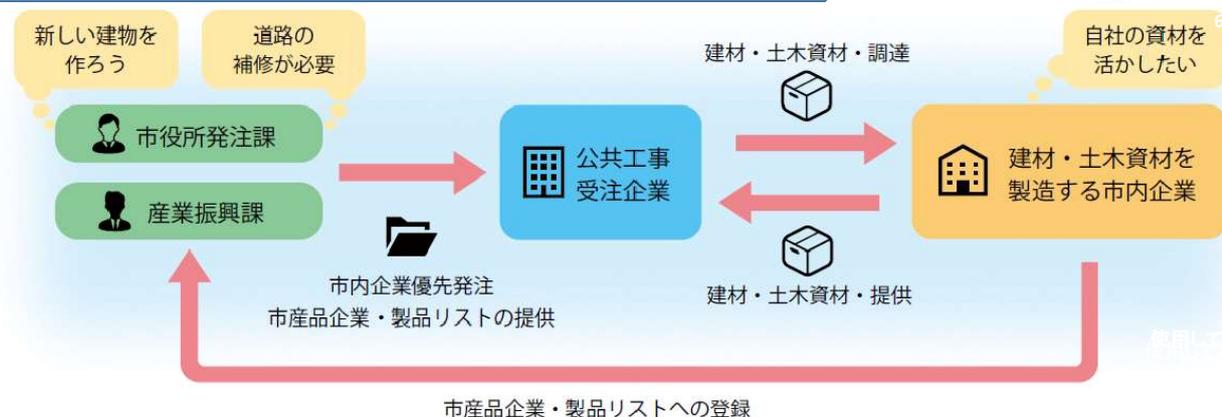
※登録により受注を約束するものではありません。

✓ 登録が無料！

※条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



川口市産品公共工事活用促進制度のしくみ



◆登録の申請は産業振興課へ◆

川口市産業振興課工業振興係

T E L : 048-259-9019(直通) F A X : 048-258-1161

Mail : 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

登録の要件や申請の方法の詳細は裏面をご覧ください



登録できる企業

次に規定する「市産品」を製造・生産する製造業、緑化産業とします。

市産品の定義

- (1) 本店または本社（以下、「本店等」という。）が川口市内に所在し、その企業の直営工場または圃場（以下、「直営工場等」という。）で製造（生産）されたもの。
- (2) 本店等が川口市外に所在し、川口市内に所在する直営工場等で製造（生産）されたもの。
- (3) その他、本市に所在する産業支援機関又は川口市中小企業振興条例第2条第2号に規定する中小企業団体に所属する企業において製造（生産）されたもの。ただし、建材に関しては、販売されたものを含む。

登録申請の方法

申請は簡単！

次の書類を、下記の担当あて提出してください。なお、不明な点などがございましたらご連絡ください。

- (1) 川口市公共工事活用促進制度登録申請書
 - (2) 【別紙】製造資材分類表
 - (3) 本店等及び直営工場等の所在が確認できる資料
 - (4) 製造している製品及び規格等について確認できる資料（カタログ等）
- ※ (1) (2) の書類については市のHPからダウンロードできますのでご利用ください。

【URL】<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/030/sinaikeizai/5655.html>
(または「川口 公共工事」で検索)



提出・問い合わせ先

〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市産業振興課工業振興係
TEL : 048-259-9019(直通) FAX : 048-258-1161
Mail : 100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp